

●香川県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年6月20日から同年7月11日まで一般の縦覧に供する。

平成20年6月20日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市菅沢町字堀越1112番1地先から 高松市菅沢町字辻峠1058番2地先まで	8.1~19.7	190	平成19年香川県告示第458号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成20年6月20日